平成２９年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法ふれあい
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成３０年１月１８日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部　ささえあい福祉局　福祉監査指導課

	文書指摘事項	**是正・改善状況報告**
1	理事兼評議員について平成 28 年度の理事会及び評議員会へ出席していない者及び欠席又は書面表決（評議員会を除く。）が続く者が見られた。また評議員について、平成 28 年度の評議員会へ出席していない者及び欠席が続く者が見られた。 なお、当該理事兼評議員及び評議員については、平成 29 年６月 24 日に理事を、平成 29 年３月 31 日に評議員をそれぞれ辞任しており、平成 29 年６月 24 日の定時評議員会及び理事会においては欠席した者がいなかったことを確認した。 ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事及び評議員の改選を検討すること。 なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 （審査基準第３の１の（３））	指摘の役員については、かねてより綿密な日程調整を行った上で開催を通知していたが、欠席が続いていた。 このため、平成 29 年４月１日を任期とする評議員並びに平成 29 年６月 24 日を任期とする理事及び監事を選出の際に、出席可能かつ役員としてふさわしい者に改選した。 これにより、平成 29 年度の理事会及び評議員会において、欠席するものはおらず、この指摘は改善された。
2	役員報酬等支給規程が平成 29 年４月１日から施行と遡って適用する規程となっていたが、（定時）評議員会の決議の日から有効となるものである。 ついては、定時評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。 （法第 45 条の 35 第２項）	このことについては、次回の評議員会にて、指摘のとおりの適用となるよう改正することとする。
3	定款、役員等報酬等支給基準及び役員等名簿がインターネットを利用して公表されていなかった。 ついては、貴法人のホームページ等により公表すること。 なお、個人の権利利益が害される恐れがある部分（個人の住所等）を除いて公表すること。	法人のホームページ及び経営協の情報公開サイトにて、指摘後、早急に公表した。

	（法第 59 条の２、規則第 10 条第１項）	
4	附属明細書について、次のような状況が見受けられた。 ついては、附属明細書について、計算書類との整合性を図ること。 ① 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（以下「明細書」という。）の帳簿価額が貸借対照表と異なっていた。 また、明細書の勘定科目と貸借対照表の勘定科目が異なっているものがあった。（明細書：建物附属設備、貸借対照表：建物） ② 引当金明細書の期首残高が貸借対照表と異なっていた。 （会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25）	①については、昨年度監査指摘事項の是正として、その他固定資産「建物」計上額を基本財産「建物付属設備」に振替を行ったが、附属明細書は移動をしていなかったもの。附属明細書の期末簿価を正しい金額に修正し、今年度決算書から合致する。 ②については、引当金明細書の作成誤りであり、今後はこのようなことのないよう正確かつ明瞭な決算報告書の作成に努める。